

## ベトナム2015年刑事訴訟法の概要

JICA長期派遣専門家

松尾宣宏

### 第1 はじめに

ベトナム刑事訴訟法の2015年改正法（法律番号101/2015/QH13。以下「2015年刑事訴訟法<sup>1</sup>」という。）は、ベトナム国会第13期第10回会議（会期：2015年10月20日～11月27日）において成立した。この会議では、刑事訴訟法のほかにも、民法、刑法、民事訴訟法及び行政訴訟法という基本法が成立したところ、これら基本法の改正法成立の背景には、2013年の憲法改正において人権保障の姿勢がより押し進められた方向性を基本法にも反映させるということが共通して挙げられる。

2015年刑事訴訟法は、当プロジェクトのカウンターパートの一つである最高人民検察院（ベトナム語で *Viện Kiểm Sát Nhân Dân Tối Cao*、英語表記 *The Supreme People's Procuracy*、以下「SPP」という。）が主管して起草されたものであり（なお、刑法起草の主管は司法省<sup>2</sup>）、当初は、2016年7月1日より施行される予定であったが、同時に成立した改正刑法（以下「2015年刑法」という。）の施行延期<sup>3</sup>の影響を受け、結局、2015年刑法と同時期の2018年1月1日から施行されることとなった。

今次改正に関しては、前プロジェクトである「法・司法制度改革支援プロジェクト・フェーズ2」の段階からプロジェクト活動としても意見聴取のセミナー等を実施し、また、本邦研修<sup>4</sup>でもテーマとして取り上げるなどしており、さらに改正後も、その普及や運用改善などを目的としたセミナーをプロジェクト活動として実施するなどして協力してきたところである。

2015年刑事訴訟法は、旧法である2003年刑事訴訟法にはなかった概念を取り入れ、各項目の規定も更に詳細となっていることから、条文数だけを見ても旧法から160条以上増加している。規定の詳細は、JICAベトナム六法のウェブサイト<sup>5</sup>及び法務総

<sup>1</sup> 刑事訴訟法は、ベトナム語で“*Bộ Luật Tố Tụng Hình Sự*”。なお、拙稿で引用した条文のベトナム語は、“*BỘ LUẬT TỐ TỤNG HÌNH SỰ*”（労働出版社）に記載されたものであり、また、英語表記は、色々な表現があろうが、ここでは、“*Official Gazette-Criminal Procedure Code*”（Vietnam Legal Forum 社）に記載されたものを引用している。

<sup>2</sup> 刑事行政法局（ベトナム語で *Vụ pháp hình sự-hành chính*）が担当。

<sup>3</sup> 2015年国会で成立後、技術上の問題点等が発見されたことなどから、国会の議決（144/2016/QH13）で施行が延期され、その後、2017年の国会で修正・補充法案が成立した。なお、刑法、刑事訴訟法のほか、関連法令である暫定留置・勾留執行法、刑事捜査機関組織法も施行延期となり、いずれも2018年1月1日からの施行となった。いずれの法律も後記の脚注5及び6のURLのウェブサイトに掲載。

<sup>4</sup> ICD News 第56号42頁～・松本剛「第42回ベトナム法整備支援研修」参照。

<sup>5</sup> <https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/>

合研究所国際協力部のウェブサイト<sup>6</sup>に条文の仮訳が掲載されているので、そちらをご覧ください。

拙稿では、今次改正で変更された主な点に留意しつつ、ベトナム刑事手続にあまり馴染みのない方に対し、ベトナム刑事訴訟法の問題を扱う際によく出てくるキーワードを挙げながら、2015年刑事訴訟法の条文を概観し、簡潔な概説を試みることを主な狙いとした（キーワードについては、以後太字としている）。

## 第2 2015年刑事訴訟法の条文の概観

### 1 条文の全体構造

2015年刑事訴訟法は、9編、36章、全510条からなる。全体の条文構造は末尾資料をご覧くださいですが、条文全体を俯瞰される際には、ベトナムの刑事手続が、概要、事件の「立件<sup>7</sup>」→「捜査」→「起訴」→「審理」（公判のこと。第一審及び控訴審、並びに監督審及び再審まで含む）という流れで進むことを念頭に置かれると、各条文の位置づけがわかりやすくなると思われる。

### 2 各編の内容の概要（必要に応じて、今次改正における改正点にも併せて言及する。）

#### (1) 第1編（一般手続）

##### ア 総則と一般原則（第1章及び第2章）

第1章及び第2章では、総則や基本原則が規定されている。これらの章を見ると、諸概念の定義が第4条に規定されており、基本原則については、憲法第31条1項を受け、今次改正で明確に規定されることとなった**無罪推定の原則**<sup>8</sup>（第13条、以下、特に断りのない限り、2015年刑事訴訟法の条文を指すものとする。）、また、2013年憲法第103条5項<sup>9</sup>で導入された**争訟原則**が「公判における争訟の保障」として具現されている（第26条）。なお、争訟原則は、いわゆる当事者主義的訴訟運営を志向する原則と説明されることもある一方、訴訟当事者の裁判を受ける権利を実質化するためのものという側面もある。

##### イ 訴訟管轄執行機関と訴訟手続執行官（第3章）

第3章では、訴訟管轄執行機関及び訴訟手続執行官に関する事項が規定されて

<sup>6</sup> [http://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_houkoku\\_vietnam.html](http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html)

<sup>7</sup> ベトナム語で *khởi tố*（英語では *initiation*）。この「立件」手続というのは、日本とは異なるベトナム特有の手続で、立件決定は、正式に刑事事件として取り扱う旨決定する手続である。立件決定については、過去の関係文献では「捜査開始決定」と表記しているものもある。なお、「捜査」は、*điều tra* (=investigation)、「起訴」は、*truy tố* (=prosecution)、「審理」は、*xét xử* (=adjudication) である。

<sup>8</sup> ベトナム語で *suy đoán vô tội*。なお、改正前は、「有罪判決が法的効力を発生するまで有罪とみなされない」（2003年刑事訴訟法第9条）という規定の仕方であった。

<sup>9</sup> 「審理中は、争訟原則が保障される」。なお、「争訟原則」はベトナム語で “*nguyên tắc tranh tụng*” (=adversarial principle)。

いる。訴訟管轄執行機関としては、裁判所、検察院及び捜査機関<sup>10</sup>が規定されており、また、訴訟手続執行官、平たく言えば、刑事司法手続をリードする側といえる裁判官、検察官及び捜査官<sup>11</sup>等の権限や責任等についても規定されている。

#### ウ 訴訟参加人（第4章）

第4章では、裁判官、検察官及び捜査官以外の、刑事訴訟における「訴訟参加人」の権利義務等が規定されている。

被疑者（第60条）、被告人（第61条）のほか<sup>12</sup>、被害者（第62条）、証人（第66条）、目撃者（第67条）、鑑定人（第68条）及び財産価値鑑定人（第69条）など<sup>13</sup>、その供述内容が証拠の一部となる（と、日本の刑事手続でもイメージがしやすい）ような者が訴訟参加人とされているほか、ベトナムでは、民事の権利義務関係に関する手続が刑事事件の公判内で行われる場合があることから、そのような場合の登場人物である民事原告及び民事被告<sup>14</sup>（第63条及び第64条）についても規定されている。

#### エ 弁護士等について（第5章）

訴訟参加人のうち、弁護士<sup>15</sup>については、旧法では訴訟参加人の章の一部に簡潔に規定されていた。しかし、今次改正では、他の訴訟参加人に関する規定とは章を改めて、第5章（「被害者及び訴訟当事者の法的諸権利と利益の擁護・保護」、第72条以下）で詳細に規定され、条文数も増加しており、例えば、弁護人の関与可能時期の繰上げ（被疑者の逮捕段階から。第73条1項b号）、弁護士への証拠収集権の付与（同項h号）、登録手続きの簡略化（第78条）、指定弁護士<sup>16</sup>を付けることができる事件の範囲の拡大（第76条1項）など、弁護人の大幅な権利の拡充が図られた。特に、弁護士への証拠収集権の付与については、それ自体弁護権の充実にしての意義を有することに加え、前記争訟原則の趣旨を具現化

<sup>10</sup> ベトナム語で cơ quan điều tra (= investigation bodies)。ベトナム語文献では CQĐT と略して書かれていることもある。公安・警察が一般的であるが、2015年刑法第23章・第24章に規定された事件（汚職、司法活動妨害等）では、SPPにも捜査権限があり（刑事捜査機関組織法第30条2項）、SPP内部には「捜査機関」という個別の部署が存在する。

<sup>11</sup> ベトナム語で điều tra viên (=investigators)。

<sup>12</sup> 被疑者はベトナム語で bị can (=The accused)、被告人は bị cáo (=Defendant)。なお、被疑者としての立件決定前は、「被告発人」ないし「被立件建議人」（第57条）と呼ばれることがある。

<sup>13</sup> 被害者はベトナム語で bị hại (=victim)、証人は người làm chứng (=Witnesses)、目撃者は người chứng kiến (=Observers)、鑑定人は người giám định (=expert witnesses)。なお、目撃者は、事件の実体的事実関係の目撃者ではなく、捜査段階も含めた各訴訟手続に立ち会った者を指し、適正手続を担保するための者として位置づけられる（第176条参照）。また、財産価値鑑定人… người định giá tài sản (=Property valuers) は、2015年刑事訴訟法で新しく規定された、事件の損害・被害額等をその専門的知見により算出する者のことである。

<sup>14</sup> ベトナム語で民事原告は nguyên đơn dân sự (=Civil Plaintiffs)、民事被告は bị đơn dân sự (=Civil defendants)。

<sup>15</sup> ベトナム語で người bào chữa (=defense counsels)。

<sup>16</sup> 被疑者等が弁護士を依頼しないときに訴訟執行管轄機関（国側）が弁護士を指定する制度。日本の国選弁護人のイメージに近い。2003年刑事訴訟法では、最高刑に死刑が規定される事件（同法第57条2項a号）のみであったが、今次改正で、最高刑が終身刑及び懲役20年の場合に拡大された。

した規定といえる。

この部分の改正は、ベトナム2015年刑事訴訟法が被疑者等の人権に配慮して規定を拡充したことを示す大きなポイントの1つであるため、稿を改めて別途説明する機会をいただくこととしたい<sup>17</sup>。

#### オ 証拠と証明（第6章）

第6章では、証明と証拠の取扱い等が規定されている。証拠として扱われる情報源については、第87条に規定があるところ、今次改正では、電子データ<sup>18</sup>（同条1項c号）が新たに証拠の情報源として認められており、その取扱いについては第107条で定められている<sup>19</sup>。

なお、ベトナムの刑事訴訟法上、起訴時に事件記録<sup>20</sup>は裁判所に送付され（第244条1項）、裁判官は審理前に証拠に目を通すことができることから、日本の刑事訴訟法における伝聞法則のような証拠能力についての詳細な規定はない。

そのような中、証拠能力に関する規定の性質を帯びるものを挙げるとすれば、「証人等の供述につき、当該事実関係をいかにして知ったかを供述できなければ証拠として扱ってはならない」旨の規定（第91条ないし第94条参照）や、「被疑者又は被告人の自白は、有罪判決の唯一の証拠として使用してはならない」旨の規定（第98条）がある。

また、今次改正では、旧法下では明確に定められていなかった、捜査開始前である立件段階で収集した資料の証拠としての許容性について、「立件段階の活動の調書<sup>21</sup>」が証拠の情報源となる旨明文で規定されたり（第87条1項d<sup>22</sup>号）、証拠源としての供述についても、立件決定前の被疑者の立場である被告発人、被立件建議人等の供述が追加される（第95条）など、明文で規定されている。

#### カ 予防措置及び強制措置（第7章）

予防措置<sup>23</sup>とは、罪に問われている者（被疑者のほか、被疑者として立件される前に逮捕及び暫定留置されている者、並びに被告人が含まれる。以下「被疑者等」という。）が捜査等を困難にする、又は犯行継続のおそれがある際に行われ

---

<sup>17</sup> 現時点で2015年刑事訴訟法下の弁護人の役割について述べた論稿として、当プロジェクトの前長期専門家である塚原正典弁護士による「ベトナム改正刑事訴訟法に見る弁護人の役割と『当番弁護士』制度導入に向けた日本の経験共有の試み」（「自由と正義」2018年2月号78頁～）参照。

<sup>18</sup> ベトナム語で dữ liệu điện tử (=Electronic data)。定義については第99条。

<sup>19</sup> もっとも、このテーマについてSPPが実施したセミナー等に参加した限りでは、SPPでも、電子証拠の取扱いについて手探りの状態のようであり、スムーズに条文の規定を適用して活用するにはもう少し時間が必要であると思われる。

<sup>20</sup> ベトナム語で hồ sơ vụ án (=case files)。英語表記のとおり、ひと纏まりのファイルというニュアンスの言葉である。

<sup>21</sup> ベトナム語で biên bản (=written records)。

<sup>22</sup> đ はベトナム語特有のアルファベット（ベトナムではこれが英語の d の発音）であるが、フォントの表示制限の関係で d d と記載されている文献もあるので注意。

<sup>23</sup> ベトナム語で biện pháp ngăn chặn (=deterrent measures)。

る各措置であり、被疑者等の勾留<sup>24</sup>(第119条)、逮捕(第110条～第116条)及び暫定留置<sup>25</sup>(第117条、第118条)が代表的なものである。なお、暫定留置中又は勾留中の者の処遇については、暫定留置・勾留執行法<sup>26</sup>が詳細に規定する。

日本の刑事手続では、逮捕(通常逮捕)は、被疑者の身柄を拘束して警察署等に引致し、短期間の身柄拘束を行うための手続であり、勾留とは別個の手続であるが、ベトナムにおける逮捕は、勾留のためになされる手続である。また、通常逮捕は「被疑者又は被告人」が対象であるため、事件立件決定や被疑者立件決定(後記(2)ア参照)後に行われるところ、突発性のある事件、つまり、日本においても現行犯人逮捕や緊急逮捕をするような事件では、前記各決定を待っている余裕がないため、ベトナムでも現行犯逮捕や緊急逮捕が行われている。そして、それに引き続き、前記各決定を発出するかどうかの判断をするまでの間、身柄を拘束する暫定留置が認められている(原則3日間、延長して最大9日間。第118条)。

なお、日本では、逮捕や勾留には裁判所が発付する令状が必要であるが、ベトナム刑事訴訟法では、捜査機関・検察院・裁判所の長官・副長官等に逮捕・勾留を決定し命令する権利が認められている。ただし、捜査機関の長官・副長官が行う場合は、検察院の承認<sup>27</sup>が必要である(第113条1項1号、第119条5項)。

このほか、予防措置には、勾留の代替措置としての立保証<sup>28</sup>(第121条)、保証金の預託(第122条)、居住地外出の禁止(第123条)及び一時出国停止(第124条)等がある。

次に、強制措置<sup>29</sup>とは、捜査等の活動を保障するために行われる措置であり、被疑者等を強制的に連行する措置、証人や被害者が正当事由なく出頭しなかった場合の勾引措置(以上第127条)のほか、刑法の規定により財産没収や罰金刑を受ける、又は損害賠償責任を負う可能性がある者に対する財産の差押え(第128条)及び口座凍結(第129条)など<sup>30</sup>がある。

なお、連行、勾引及び口座凍結は、今次改正で新たに導入されたものである。

---

<sup>24</sup> ベトナム語で *tạm giam* (=detention)。

<sup>25</sup> ベトナム語で *tạm giữ* (=custody)。

<sup>26</sup> ベトナム語で, *luật tạm giữ tạm giam*。主管は公安省。なお、刑事判決執行後の受刑者の処遇等については、同じく公安省主管の刑事判決執行法(2012年)に記載がある(なお、同法は現在改正作業中)。

<sup>27</sup> ベトナム語で *phê chuẩn* (= approve)。「批准」が元の語感に近い。

<sup>28</sup> ベトナム語で *bảo lãnh* (=bail)。日本の刑事手続でいう保釈であるが、本条(立保証)では保証金の納付等ではなく、保証人をつけることが定められている。

<sup>29</sup> ベトナム語で *biện pháp cưỡng chế* (=coercive measures)。

<sup>30</sup> もっとも、SPPの活動に参加して聞いたところでは、これらの手続は、日本の組織犯罪処罰法や麻薬特例法に定められた没収・追徴保全手続のように、保全段階から裁判所が関与して判決と直結するような手続とはなっていないため、判決後にどのようにして没収や罰金の判決を執行するか、その実効性についてなお課題が残るものとされていた。

キ 第8章は事件記録，訴訟費用等についての規定である。

(2) 第2編（立件，捜査）

ア 刑事事件の立件及び被疑者の立件（第9章，第11章）

ベトナムの刑事訴訟法では，刑事事件は，犯罪を示す兆候を検討した上で，捜査機関や検察院等によって正式に捜査の対象として手続を行うことが決定される  
ところ，この決定を立件決定（第154条）という。

立件の根拠<sup>31</sup>（第143条）には，告発，犯罪通報，立件建議<sup>32</sup>等があり，捜査機関等が被疑者を現行犯逮捕した場合など（同条5項）もこれに該当する。今次改正では，これら捜査の端緒をつかんだ場合，関係機関がこれらをどのように受理・処理すればいいかについて，その手続規定が詳細化・具体化された。

捜査機関や検察院は，告発，犯罪通報及び立件建議を受理してから原則20日以内に立件決定をするか否かを定めなければならない（第147条1項。なお同条2項では，その期限を延長できる場合が規定されている。）。なお，刑事事件となるか否かを判断するためには，一定程度の事実の確定が必要であるため，捜査段階で認められている活動が立件段階でも認められている（例として，現場検証，検視解剖，鑑定要請等。同条3項参照）。

また，一定の犯罪<sup>33</sup>については，被害者及びその代理人等のみが立件要請できるものとされており（第155条1項），これが事実上，日本の刑事手続における親告罪と同様の機能を果たしていると考えられる。

刑事事件が立件され，ある人物又は法人が犯罪と規定する行為を行ったと確定するに足る十分な根拠がある場合，捜査機関は，被疑者の立件を決定した上，その決定を検察院に送付し，検察院がその決定を承認するか否かなどについて決定する（以上につき第179条）。

イ 捜査期間・勾留期間等（第10章）

第10章では，捜査に関する一般手続であり，日本の刑事訴訟法とは異なるベトナム刑事訴訟法特有の「捜査期間」や，捜査のための勾留期間などが定められている。これらの期間は，刑法において分類される犯罪の種類<sup>34</sup>によって決まっており，詳細は次の表のとおりである。

<sup>31</sup> 日本の刑事手続の講学上の概念である「捜査の端緒」に近い。

<sup>32</sup> ベトナム語で告発は *tố giác* (=denunciation)，犯罪通報は *tin báo về tội phạm*，立件建議は *kiến nghị khởi tố* (=criminal case proposal)。

<sup>33</sup> 例として，故意に他人に傷害を引き起こすか健康に対する損害を引き起こす罪（2015年刑法第134条1項），暴行・脅迫を用いた強制性交罪（同第141条），工業所有権を侵害する罪（同第226条，日本の商標権侵害罪に近い）などがある。

<sup>34</sup> 2015年刑法第9条。「重大でない犯罪」（ベトナム語で *Tội phạm ít nghiêm trọng* = less serious crimes，上限が罰金，非拘束矯正又は懲役3年以下），「重大な犯罪」（ベトナム語で *Tội phạm nghiêm trọng* = serious crimes，上限が懲役3年を超えて7年以下），「極めて重大な犯罪」（ベトナム語で *Tội phạm rất nghiêm trọng* = Very serious crimes，上限が懲役7年を超えて15年以下），「特別に極めて重大な犯罪」（ベトナム語で *Tội phạm đặc biệt nghiêm trọng* = Particularly serious crimes，上限が懲役15年を超えて20年以下，終身刑又は死刑）の4種類。

		重大でない犯罪	重大な犯罪	極めて重大な犯罪	特別に極めて重大な犯罪
捜査期間	原則	2か月	3か月	4か月	4か月
	延長回数	1回	2回	2回	3回
	延長期間	2か月	1回目 3か月 2回目 2か月	それぞれ4か月	それぞれ4か月
捜査のための勾留期間	原則	2か月	3か月	4か月	4か月
	延長回数	1回	2回	2回	3回
	延長期間	1か月	1回目 2か月 2回目 1か月	1回目 3か月 2回目 2か月	それぞれ4か月

\*2015年刑事訴訟法第172条及び第173条

#### ウ 捜査段階における証拠収集①人証（第11章及び第12章）

捜査段階において、被疑者をはじめとする様々な者に対し、取調べ・供述聴取<sup>35</sup>を行う手続については、被疑者については第11章、その他の訴訟参加人については第12章にそれぞれ規定されている。

被疑者や証人の取調べ・供述聴取を行うに当たっては、召喚状を用いた召喚<sup>36</sup>の手続が必要である。また、取調べ・供述聴取に当たっては、その供述内容をまとめた調書<sup>37</sup>が作成される（第184条、第186条参照）。

今次改正では、被疑者の取調べについて大きな変更点があった。すなわち、勾留施設や捜査機関等における被疑者の取調べに当たっては、取調べの録音・録画<sup>38</sup>が義務化されることとなった（第183条6項）。また、証人等の供述についても録音・録画ができることとなった（第187条）。なお、録音・録画の具体的な実施方法等については、法律のいわゆる細則である合同通達<sup>39</sup>で詳細が定められており、同通達によれば、2020年1月1日から全国的に実施すべきものとされているが、そのとおりに録音・録画の導入が進むか否かは全くの未知数であり、今後の関係機関における運用が注目される。

また、検察官が被疑者を取り調べることができる場合についても、2003年刑事訴訟法では「必要な場合<sup>40</sup>」（同法第131条3項）とのみ規定されていたの

<sup>35</sup> ベトナム語で取調べは *hỏi cung*、供述聴取は *lấy lời khai* (*lời khai*= 供述、を *lấy*= とる、ことから)。  
*hỏi cung*の方が追及的なニュアンスであるため、「取調べ」と訳出した。

<sup>36</sup> ベトナム語で *triệu tập* (= summoning)。

<sup>37</sup> SPPの活動に参加した際に、参加者である警察官や検察官に確認したところ、いわゆる物語式と問答式のどちらも用いられているとのことであった。

<sup>38</sup> ベトナム語で *ghi âm hoặc ghi hình có âm thanh* (= audio-recorded or audio-video-recorded)、「音声又は音声付映像による記録」となるため、録音・録画と訳出している。

<sup>39</sup> 「録音・録画を実現する順序及び手続、並びに捜査、公訴提起及び公判の過程における録音・録画の結果の利用、保管及び保存について案内する合同通達」（番号03/2018/TTLT-BCA-VKSNDTC-TANDTC-BQP、前記URLのサイトに掲載）

<sup>40</sup> SPPの活動に参加した際に、出席者の検察官や捜査官から聞いたところによると、旧法下でも、複雑重大な事件では「必要な場合」に当たるとして、検察官が取調べを行うことがあったようであるが、地方によっては、検察官の人員配置の問題上、必要があってもなかなか実際に検察官が取調べを行う余裕がないところもあったとのことである。

に対し、2015年刑事訴訟法では、単に必要な場合とのみ規定するのではなく、被疑者が無罪を主張している場合、捜査活動に不服を申し立てているような場合などには、検察官が取調べを行う旨の規定が新設された（第187条4項）。この部分の改正は、検察院が有している司法活動の検察機能<sup>41</sup>（憲法107条1項、人民検察院組織法第2条1項）強化の具体的な表れということができる。

そのほか、特色ある手続としては、2名以上の人物の供述に矛盾がありそれが解消困難な場合に用いられる対質尋問（第189条）や、いわゆる犯人識別供述の性質を有する人定尋問（第190条）、及び人の話す音声供述人に聞かせて識別させる音声認識（今次改正で初めて導入、第191条）といった各手続がある<sup>42</sup>。

#### エ 捜査段階の証拠収集②物証・客観証拠の収集等（第13章～第15章）

第13章では、いわゆる**搜索**<sup>43</sup>・**差押え手続**が規定されており、前述のとおり、証拠の情報源として電子データが認められたことから、その**搜索**・**差押え**についても規定が追加されている（第192条、第195条、第196条）。**搜索**についても、逮捕・勾留と同様、捜査機関等の決定で行えるものとされているが、捜査機関は、検察院の承認を得なければならないとされている（第193条1項）。

第14章は、**現場検証**（第201条）、**検視解剖**（第202条）、**捜査実験**（第203条）<sup>44</sup>等についての規定である。

第15章は、**鑑定及び財産価値鑑定**に関する規定であり、財産価値鑑定については、今次改正で新たに取り入れられた。

ベトナム刑法においては、日本の刑事手続でいういわゆる犯情・情状によって、同じ罪名・条文の犯罪であっても法定刑に軽重があり、犯罪の被害額や傷害の程度等の定量的な要素で法定刑の枠が変わってしまうことから、これらの認定に当たり、鑑定が重要な役割を果たしている<sup>45</sup>。

したがって、今次改正にあたって、財産価値鑑定が従来の鑑定とは項目を改めて法律レベルで独立して規定された<sup>46</sup>ことは、法制上、犯罪事実の認定を客観的、合理的に行おうとする姿勢を明らかにしたものと評価できる。

#### オ 特別捜査措置手続（第16章）

高度・複雑化する犯罪情勢に対応する捜査手法を整えるため、今次改正におい

<sup>41</sup> 司法活動がきちんと法を遵守して行われているか否かを監視・監察する機能。ベトナム語で *kiểm sát*（発音も「キエム・サット」と「けんさつ」に近い。英語では *supervise* と記載されている）であり、「検察する」という動詞としても使われている。

<sup>42</sup> ベトナム語でそれぞれ、対質は *đổi chất*（=confrontation）、人定尋問は *nhận dạng*（=identification）、音声認識は *nhận biết giọng nói*（=voice recognition）。

<sup>43</sup> ベトナム語で *khám xét*。

<sup>44</sup> ベトナム語でそれぞれ、現場検証は *khám nghiệm hiện trường*（=scene examination）、検視解剖は *khám nghiệm tử thi*（=autopsy）、捜査実験は *thực nghiệm điều tra*（=investigative experiments）。

<sup>45</sup> 例えば、傷害の性質や健康への被害の重大性の程度については、鑑定が必須である（第206条4項参照）。

<sup>46</sup> 従来は、財産価値鑑定の詳細は、法律より一段階下の議定（ベトナム語 *ng nghị định* = decree、日本の政令に相当）レベルで定められていたようである。



ては、一定の重大犯罪（国家の安全保障を侵害する犯罪、麻薬犯罪、汚職犯罪<sup>47</sup>、テロ犯罪、マネーロンダリング罪）に対応するため、いわゆる通信傍受等の捜査手法が特別捜査措置手続として新たに法定された。

#### カ 捜査の終了（第17章）

捜査終了時には、捜査機関が捜査結論書を作成し、そこに公訴建議、つまり起訴が相当であると考えられる場合には、被疑者の犯罪事実認定の根拠、犯行に至る経緯及び犯行状況、押収している証拠物の取扱い等を明記する（第232条、第233条）。

一方、被疑者が所在不明<sup>48</sup>である場合や病気の場合などは、捜査の停止（第229条）、犯罪事実が証明できないような場合などは捜査の中止（第230条）がなされる。中止及び停止のいずれの場合でも、事後の事情変更により捜査の再開（第235条）がなされる場合がある。なお、起訴段階や公判段階でも、上記と類似の事由による事件の停止、事件の中止及び事件の再開の手続が規定されている（第247条～第249条、第281条～第283条参照）<sup>49</sup>。

#### (3) 第3編（起訴。第18章及び第19章）

検察院は、捜査機関から捜査結論書及び事件記録を受領した後は、事件を起訴するか否かの判断をすることとなる。この段階が起訴段階と呼ばれるものである（起訴の主体が日本と異なり、検察「官」ではないことに留意されたい）。起訴決定期限については、犯罪の種類によって分かれており、詳細は以下の表のとおりである。

		重大でない犯罪	重大な犯罪	極めて重大な犯罪	特別に極めて重大な犯罪
起訴決定 期限	原則	20日	20日	30日	30日
	延長期間	10日	10日	15日	30日

\*2015年刑事訴訟法第240条

なお、いったん事件記録が検察院に送付されたとしても、その手続は不可逆ではなく、検察院は、事件記録を検討して、証拠が不足している場合や重大な手続違反がある場合などにおいては、捜査機関に対し、補充捜査のための事件記録の差戻しができる（第245条）。

また、今次改正において、既に審理中の事件について、補充捜査のため事件記録が裁判所から検察院に差し戻された場合（第280条参照）、状況に応じて検察院は自ら補充捜査を行うか、捜査機関にさらに事件記録を差し戻して補充捜査を行わせるなどの措置を行う必要がある旨の規定が新設された（第246条）。

<sup>47</sup> 前記URLのウェブページでは、2019年5月現在「買収工作」と記載されているが、原文ベトナム語は *tham nhung* (=corruption) であり、「汚職犯罪」が正しい。

<sup>48</sup> なお、所在不明である場合は、被疑者の指名手配（第231条、ベトナム語 *truy nã* = pursuit）がなされることがある。

<sup>49</sup> ベトナム語で停止は *tạm đình chỉ* (= suspension)、中止は *đình chỉ* (= cessation)、再開は *phục hồi* (= resumption)。 *đình chỉ* は漢越語では「停止」だが、暫定的な意味を表す *tạm* がついての方がより一時的なニュアンスであり「停止」に近いことから、上記のとおりに対応関係で訳出している。

(4) 第4編（審理）

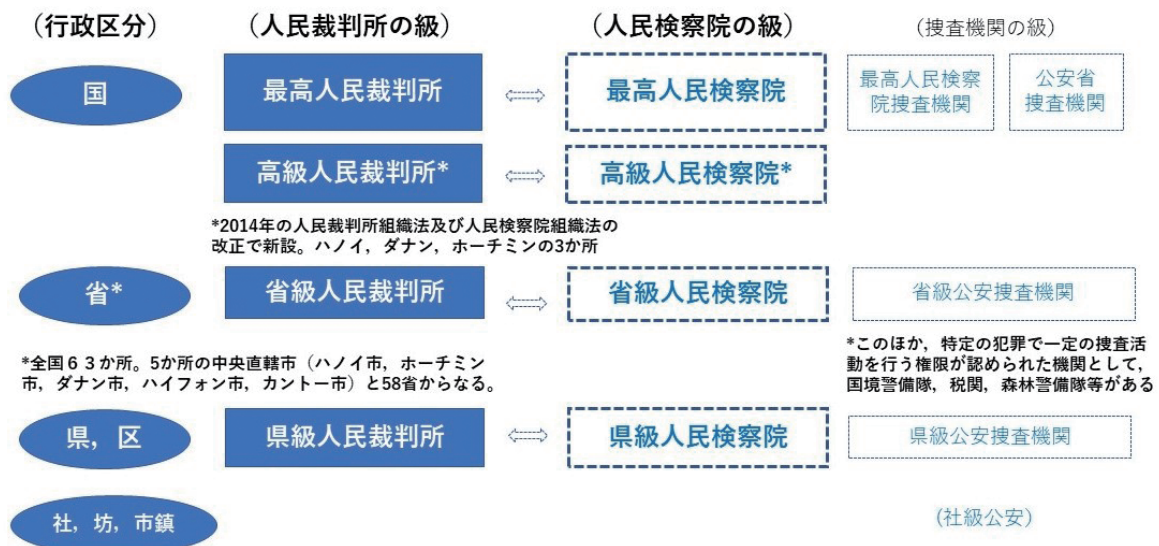
ア 一般手続（第20章）

第20章以降は、いわゆる公判段階の手続に関する規定となるが、第20章には、一般原則として、判決書の記載事項（第260条）や第一審の**裁判合議体**<sup>50</sup>の構成（第254条、原則裁判官1名と人民参審員2名で構成。なお、控訴審は職業裁判官3名の構成となる。）などが規定されているほか、検察院が公判段階で行うべきことが**公訴権**の行使と**検察権**の行使の両者の観点から規定されている（第267条及び第268条）。

今次改正で新しく導入された規定としては、**裁判所による証拠の収集又は補充**（第252条）が挙げられ、裁判所が関係者から直接証拠資料の提出を受けられることができるようになったり、裁判所が自ら証拠を収集できるようになった。これにより裁判所が証拠資料を入手できる機会が拡充されたことから、その裏返しとして、訴訟参加者の証拠提出の機会が拡充されたのであり、その意味で、同規定は、前記の争訟原則を具現化した規定の一つといえる。

イ 第一審公判（第21章）

第21章では、まず、第1節において、裁判所の事件管轄等が規定されている。このうち、いわゆる事物管轄については、第268条1項で、原則、**県級**<sup>51</sup>人民裁判所が第一審であると規定されており、「特別に極めて重大な犯罪」ほか、同条が指定する犯罪、及び複雑な事件についての審理等は**省級**人民裁判所が第一審公判を行うこととされている。なお、**審理は、原則二審制**であり、ベトナムの人民裁判所及び対応する人民検察院の構造は、以下のとおりである（特殊な系統である軍事関係を除く）。



<sup>50</sup> ベトナム語で Hội đồng (= trial panel)。

<sup>51</sup> ベトナム語で cấp huyện (= district-level)。なお、「省級」はベトナム語で cấp tỉnh (= provincial-level)。

次に、第2節では、公判準備について規定されている。前述のとおり、ベトナム刑事訴訟法では、起訴時に事件記録は起訴状とともに裁判所に送付され、受理される。裁判所は、事件記録を受理してから、犯罪の種類によって分かれた法定の期間内（以下の表を参照）に事件記録を検討し、審理開始決定をするか、**補充捜査要求のために事件記録を検察院に差し戻す**か、事件の中止等を決定するかしなければならない（第277条1項）。なお、事件記録の差戻しの詳細については、第280条を参照されたい。

		重大でない犯罪	重大な犯罪	極めて重大な犯罪	特別に極めて重大な犯罪
公判準備 期限	原則	30日	45日	2か月	3か月
	延長期間	15日	15日	30日	30日

\*2015年刑事訴訟法第277条

さらに、第3節では、訴訟各当事者、訴訟参加人の出廷などに関する手続が規定されている。なお、旧法では検察官は2人までしか出廷が許されていなかったが、今次改正では、**複雑・重大な事件**については「複数<sup>52</sup>」の検察官が出廷できるとされ、出廷人数の制限が緩和された（第289条）。

また、ベトナム刑事訴訟法は、日本のような明確な訴因制度をとっていないと解されるが、いわゆる不告不理の原則は採用しており、起訴していない犯罪行為については審理できないとされている（第298条1項）。したがって、裁判所は、審理の結果、起訴されている犯罪より軽微な犯罪事実が認定できる場合はそのままその軽微な事実で認定できるが（同条2項）、起訴されている犯罪より重罪が認定できるような場合は、検察院に事件を差し戻し、重い罪での再起訴を促すものとされている（同条3項）。しかしながら、今次改正では、これに加え、検察院が現在審理されていた犯罪による起訴を維持するようであれば、そのままその重い罪で裁判ができるともされており（同項）、この場合は、日本の刑事訴訟法でいえば、訴因変更命令に形成力が付与されたのと同じような効果が生じることになると考えられる。

続いて第5節からは、具体的な審理手続が規定されている。

手続としては、まず、検察官により**起訴状<sup>53</sup>**が読み上げられるものとされている（第306条）。この起訴状は、日本の刑事訴訟法のように、簡潔な公訴事実並びに罪名及び罰条だけが記載されているものではなく、被告人の身上経歴や、犯行に至る経緯、発覚の端緒等も記載されるものであり、起訴状と冒頭陳述を合わせたようなイメージのものである。

その後は、関係者に対する尋問が行われるが、争訟原則が導入されたとはいえ、

<sup>52</sup> ベトナム語では nhiều (多数)。英語文献だと “more than one” であるが、2人という限定を外したことや、元のベトナム語のニュアンスからも、旧法より出廷可能な人数が増えたと理解するのが相当である。なお、弁護人については出廷人数の制限は特に規定されていない。

<sup>53</sup> ベトナム語で cáo trạng (=indictments)。

基本的には職権主義であり、尋問は裁判長が最初に行うものとされている<sup>54</sup>(第307条2項)。

供述証拠の取扱いについては、第308条1項で、捜査段階等で供述を録取された証人、被害者等が公判に出廷した場合、その者の捜査段階等における供述を法廷で公表<sup>55</sup>してはならない旨規定されている。一方、同条2項では、同供述等を法廷で公表できる場合<sup>56</sup>についてかなり広く規定されており、この点で直接主義(第260条)は後退しているように思われる。今後、争訟原則が導入されるに当たり、この点に関する訴訟運営の在り方が注目される。

また、同節では、被告人尋問<sup>57</sup>(第309条)のほか、証人や鑑定人の尋問、さらに、公判段階で行う現場検証等の証拠調べについても規定されている。

公判の最後には、日本と同様、検察官による論告<sup>58</sup>(第321条)、弁護人等による弁論<sup>59</sup>(第322条)が行われる。

最後に、第6節は、判決の評議や実際の判決宣告についての規定となっている。

#### ウ 控訴審(第22章)

第22章は、控訴審<sup>60</sup>に関する規定である。日本における刑事事件の控訴審は、第一審の事後審としての性質を有するが、ベトナムにおける控訴審は、続審ないし覆審としての性質を有しており、日本の刑事控訴審と異なり、目立った立証制限がない。

被告人や弁護人側からの控訴審への不服申立ては控訴<sup>61</sup>、検察院からの控訴審への不服申立ては異議申立て<sup>62</sup>とそれぞれ呼ばれている。

県級人民裁判所の第一審判決に対する控訴及び異議申立ては省級人民裁判所に、省級人民裁判所の第一審判決に対する控訴及び異議申立ては高級人民裁判所にそれぞれ行うものとされている(第344条)。

<sup>54</sup> この点、争訟原則の導入により、訴訟当事者による争訟を促すべきとの観点から、この規定を見直すべきであるとの意見もみられるところである。

<sup>55</sup> ベトナム語で công bố (= disclosure)。なお、「公表」と題しているが、例えば、日本のような朗読や要旨の告知等、証拠調べの方法に関する明文規定があるわけではなく、ベトナムの裁判官に聞いたところでは、検察官等が起訴状朗読や弁論など、公判内での手続を通じて、その証拠の存在に言及してさえすれば、公判で証拠によって犯罪事実の認定がされたとみなされるようである。

<sup>56</sup> 例えば、同項 d 号で、対象人物が公判を欠席している場合にも捜査段階における供述の公表が認められているところ、小職が実際に傍聴した事件においては、尋問の対象者が欠席しても、捜査段階の供述を顕出させてそれ以上尋問の実現に向けて尽力しているような運用は行われていなかった印象である。

<sup>57</sup> ベトナム語で「尋問」は xét hỏi (= questioning, interrogation)。

<sup>58</sup> ベトナム語で luận tội (= arraignments)。

<sup>59</sup> ベトナム語で tranh luận (= arguments)。

<sup>60</sup> ベトナム語で phúc thẩm。漢越語表記は覆審と同音の「復審」であり、このことから本文のとおり、「覆審」的性質を有しているものといえようか。

<sup>61</sup> ベトナム語で kháng cáo。

<sup>62</sup> ベトナム語で kháng nghị。

(5) 第5編（裁判所の判決・決定の執行に関する条項）

第5編では、死刑判決の執行方法（第367条）、前科の抹消<sup>63</sup>に関する手続（第369条）などが規定されているほか、2015年ベトナム刑法第66条で条件付き仮釈放<sup>64</sup>が新たに導入されたことに伴い、今次改正ではその検討手続（第368条）が新たに規定された。

(6) 第6編（監督審，再審等）

ア 第6編は、既に法的効力が発生している判決及び決定の再検討に関する規定であるが、ここでいう「法的効力が発生している<sup>65</sup>」とは、その裁判が執行可能な状態であることを意味し、日本の刑事手続でいえば、いわゆる判決確定後の状態と同様である。

イ 監督審（第25章）

日本と異なるベトナム特有の制度として、監督審<sup>66</sup>がある。監督審（第370条）とは、法的効力が発生した判決等について、重大な法律違反が見つかった場合の異議申立手続である。監督審への異議申立権を有するのは、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、高級人民裁判所長官及び高級人民検察院長官等に限定されている（第373条）が、実際には、判決等の法律違反を発見した機関や個人が通知することにより、前記申立権者の職権発動を促すことが可能である（第372条）。

対象の判決が省級人民裁判所又は県級人民裁判所のものである場合、監督審は高級人民裁判所が、対象の判決が高級人民裁判所のものである場合、監督審は最高人民裁判所が実施する（第382条）。

ベトナムでは、前記のとおり裁判構造として二審制が採られているが、法律違反の判決について監督審による異議申立ての機会が付与されていることから、事実上、監督審は日本の刑事訴訟でいう上告審の役割を果たしているともいえる。

ウ 再審（第26章）

再審<sup>67</sup>は、既に法的効力が発生した判決等について、新事実が発見され、その

<sup>63</sup> ベトナム語で *xóa án tích* (= expunction of criminal records)。2015年ベトナム刑法第69条～第73条。

一見わかりにくい制度だが、刑の執行猶予（ベトナム語 *án treo*）期間終了後あるいは刑執行終了後一定の条件を満たした場合に、前科を抹消するという制度。意義としては、ベトナム刑法には、比較的軽い類型の犯罪に、「同種犯罪の前科が抹消されていないうちに」同種行為を繰り返した場合に処罰される旨の規定がよく見られるところ（例：2015年ベトナム刑法第266条1項、「車両の違法な競争をする罪」など）、前科抹消手続を経ることで、その適用を防ぐことができる点にある。

その意味で、日本の刑事手続でいえば、執行猶予期間が満了した場合や、刑の執行終了後5年経過し、いわゆる累犯前科がなくなった場合とパラレルに考えれば分かりやすいものと考えられる。

<sup>64</sup> ベトナム語で *thả tù trước thời hạn có điều kiện* (= early conditional release)。2015年ベトナム刑法第66条。日本の仮釈放制度のイメージに近い。

<sup>65</sup> ベトナム語で *đã có hiệu lực pháp luật* (= legally effective)。

<sup>66</sup> ベトナム語で *giám đốc thẩm* (= cassation trial)。

<sup>67</sup> ベトナム語で *tái thẩm* (= reopening trial)。

事実が当該判決等の内容を実質的に変質させる場合がある場合の異議申立手続である（第397条）。再審への異議申立権を有するのは、最高人民検察院長官、高級人民検察院長官等に限定されている（第400条）が、実際には、再審事由を発見した機関や個人が通知することにより、前記申立権者の職権発動を促すことができる（第399条）。

その他の手続等については、監督審の規定が準用される（第403条）。

#### (7) 第7編（特別手続）

##### ア 18歳未満の人物に対する訴訟手続（第28章）

2015年刑法では、18歳未満の人物の刑事責任追及に関する規定が整備されたことから、今次改正において、それに伴う手続規定が整備されている。特に、勾留等の予防措置については、以前より詳細に規定されており（第419条）、内容としても、なるべく謙抑的に適用するような改正が図られている。

##### イ 法人の刑事責任の追及手続<sup>68</sup>（第29章）

2015年刑法第11章（第74条から第89条まで）において、いわゆる営利法人<sup>69</sup>の刑事責任追及に関する規定が新設されたことから、今次改正において、その手続についても新しく規定された。

口座凍結（第438条）の措置が可能なことや、法人の法定の代表者の取調べは録音・録画が義務化されていること（第442条5項）など、今次改正で導入された前記制度についても、法人の刑事責任追及の部分に導入されている。

##### ウ 強制医療措置（第30章）

第30章では、いわゆる事理弁識能力・行動制御能力を欠いたことで**刑事責任能力**<sup>70</sup>がない者（2015年刑法第21条）について、医療施設で強制的に治療等の措置をとる、**強制医療措置**<sup>71</sup>について規定されている。

##### エ 略式手続（第31章）

第31章では、犯人性や犯罪事実の認定に争いがない場合について適用される**略式手続**<sup>72</sup>について規定されている。ベトナムの略式手続は、日本の刑事訴訟法における略式手続とは異なり、公判も公開の法廷で開かれるが、捜査期間や公判準備期間が通常より短縮されているなど、全体として、手続を早期に終了させるような手続となっている。

今次改正では、第一審公判において、人民参審員が参加しない、裁判官1名のみでの公判開廷が新たに認められた（第462条1項）。

<sup>68</sup> もっとも、2015年刑法施行以降、営利法人が起訴された事例はほとんどない模様であり、その原因として、営利法人の刑事責任追及の要件について規定した2015年刑法第75条1項の規定がわかりにくいという点を指摘する検察官もいる。

<sup>69</sup> ベトナム語で *pháp nhân thương mại* (= commercial legal entity)。直訳すれば「商業法人」である。

<sup>70</sup> ベトナム語で *năng lực trách nhiệm hình sự* (= no capacity for bearing penal liability)。

<sup>71</sup> ベトナム語で *biện pháp bắt buộc chữa bệnh* (= compulsory medical treatment)。

<sup>72</sup> ベトナム語で *thủ tục rút gọn* (= summary procedures)。

オ その他の規定（第32章～第34章）

第32章の訴訟活動の妨害行為への対処，第34章の証人等保護の措置については，今次改正で新しく導入されたが，この部分の具体的運用については現在ほとんど情報がないところなので，今後，実情把握に努めていきたい。

第33章は，刑事手続の法律違反に対する不服申立てや告発の手続に関する規定である。

(8) 第8編（国際協力）

旧法下でも国際協力に関する章は存在したが，今次改正では条文数がほぼ3倍に増えており，外国の裁判所で受けた刑事罰をベトナム国内で執行する場合の規定（第500条，第501条）が詳細に規定されたり，いわゆる刑事司法共助<sup>73</sup>によって得られた証拠<sup>74</sup>について，証拠源となることが明文化された（第494条，なお第103条も参照）。

### 第3 終わりに

以上，全510条にわたる2015年刑事訴訟法の条文を概観しつつ，簡潔な解説を試みた。内容的には甚だ浅薄かつ不足の多いことは重々承知であるが，2015年刑法ほか関連法令へのリファレンスの試みを含め，まずは刑事手続の全体像をひとつかみすることを優先させていただいた。

また，拙稿では，条文やキーワードのベトナム語表記をかなり詳細に注釈で付けさせていただいた。小職の短い経験の中であっても，法制度整備支援において外国法を理解するためには，一にも二にも言語が大切であり，その意味を探ろうとする姿勢から外国法の理解が始まるという教訓を得られたことから，拙稿執筆を機に，一度このようなキーワードのベトナム語表記<sup>74</sup>についても整理をさせていただいた次第である。

今後，読者の皆様が，拙稿を手掛かりに更なるベトナム刑事法の研究・検討を進められることを願って，拙稿を終えることとしたい。

<sup>73</sup> ベトナム語で司法共助は *trợ trợ tư pháp* (= mutual legal assistance)。なお，この点，ベトナムには現在司法共助法（2007年）があり，刑事，民事，犯罪人引渡し及び受刑者移送の4分野が一つの法律にまとめられているが，そのうち，刑事分野について，独立して刑事司法共助法として制定・整備する動きがあるようである。

<sup>74</sup> このベトナム語キーワードの訳出については，丸山毅「ベトナム2003年改正刑事訴訟法と新捜査体制」（ICDNEWS第23号1頁～），及び丸山氏が訳出に携わったベトナム2003年刑事訴訟法の訳をかなりの部分で参考にさせていただいた。この場を借りて，丸山氏の研究・検討の成果に深い敬意と謝意を示したい。

参考：【ベトナム2015年刑事訴訟法の全体構造】

第1編（「一般手続」）

- 第1章（第1条～第6条, 「刑事訴訟法の適用範囲, 役割及び効力」）
- 第2章（第7条～第33条, 「基本原則」）
- 第3章（第34条～第54条, 「訴訟執行管轄機関及び訴訟手続執行官」）
- 第4章（第55条～第71条, 「訴訟参加人」）
- 第5章（第72条～第85条, 「被害者及び訴訟当事者の法的諸権利と利益の擁護と保護」）
- 第6章（第86条～第108条, 「証明と証拠」）
- 第7章（第109条～第130条, 「予防措置及び強制措置」）
- 第8章（第131条～142条, 「事件記録, 訴訟文書, 訴訟期限及び訴訟費用」）

第2編（「刑事事件の立件と捜査」）

- 第9章（第143条～第162条, 「刑事事件の立件」）
- 第10章（第163条～第178条, 「刑事事件の捜査に関する一般手続」）
- 第11章（第179条～第184条, 「被疑者の立件及び尋問」）
- 第12章（第185条～第191条, 「証人, 被害者, 民事原告, 民事被告, 事件の利害関係人の供述聴取及び対質尋問・人定尋問」）
- 第13章（第192条～第200条, 「証拠書類・証拠物の捜索, 押収, 差押え」）
- 第14章（第201条～第204条, 「現場検証, 検視解剖, 身体上の痕跡の検証及び捜査実験」）
- 第15章（第205条～第222条, 「鑑定及び財産価値鑑定」）
- 第16章（第223条～第228条, 「特別手続捜査措置」）
- 第17章（第229条～第235条, 「捜査の停止及び捜査の終了」）

第3編（「起訴」）

- 第18章（第236条～第242条, 「一般手続」）
- 第19章（第243条～第249条, 「被疑者の起訴決定」）

第4編（「刑事事件の審理」）

- 第20章（第250条～第267条, 「一般手続」）
- 第21章（第268条～第329条, 「第一審公判」）
- 第22章（第330条～第362条, 「控訴審」）

第5編（「裁判所の判決・決定の執行に関する各条項」）

- 第23章（第363条～第366条, 「直ちに執行される判決・決定及び執行決定の管轄機関」）
- 第24章（第367条～第369条, 「死刑執行, 条件付仮釈放の検討及び前科抹消に関する各手続」）

第6編（「既に法的効力が発生している判決及び決定の再検討」）

- 第25章（第370条～第396条, 「監督審手続」）



第26章 (第397条～第403条, 「再審手続」)

第27章 (第404条～第412条, 「最高人民裁判所の裁判官評議会による決定の再検討手続」)

#### 第7編 (「特別手続」)

第28章 (第413条～第430条, 「18歳未満の人物に関する訴訟手続」)

第29章 (第431条～第446条, 「法人の刑事責任の追及手続」)

第30章 (第447条～第454条, 「強制医療措置の適用手続」)

第31章 (第455条～第465条, 「略式手続」)

第32章 (第466条～第468条, 「各刑事訴訟手続活動に対する妨害行為への対処」)

第33章 (第469条～第483条, 「刑事訴訟における不服申立て及び告発」)

第34章 (第484条～第490条, 「犯罪告発人, 証人, 被害者及び他の訴訟参加人の保護」)

#### 第8編 (「国際協力」)

第35章 (第491条～第496条, 「一般手続」)

第36章 (第497条～第508条, 「各種の国際協力活動」)

#### 第9編 (第509条～第510条, 施行条項)